

年金は老後のためだけではありません!

障害基礎年金

国民年金に加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる）に初診日のある病気やけがで**国民年金法の政令に定める1級または2級の障害の状態**になった方が受けられます。

◎受給にはいくつかの要件があります。

初診日の前日において、

- ① 年金制度加入時（20歳）から**初診日の属する月の前々月までの間に**、保険料を納めた期間（保険料免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）が**3分の2以上**あること（3分の1以上の未納がないこと）
- ② **初診日の前々月から直近1年間に未納がないこと**（①の要件がない場合）

※請求手続きができるのは、**初診日より1年半経過している、もしくは症状が固定している**（これ以上改善が見込まない状態）時点です。

【事例1】

26歳で交通事故にあい、障害が残ってしまったAさん。20歳から事故にあっ

での期間に、保険料を未納にしていた期間があるために障害基礎年金を受けることができませんでした。

なぜ?

Aさんは20歳から26歳までの期間で3分の1以上の未納期間があったので障害年金を受けることができませんでした。

障害基礎年金を受けるには初診日のある月の前々月までの国民年金に加入すべき期間のうち、保険料を納めた期間（保険料免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）が3分の2以上あることが必要です。

※3分の1以上の未納があっても、事故にあう前々月までの直近1年間を納付が免除等に行えば障害年金を受けられることができました。

【事例2】

脳梗塞で倒れ、体に重度のマヒが残った50歳のBさんは障害年金を受け取ることができました。

なぜ?

Bさんは国民年金に加入した20歳のときから国民年金の納付を行い、失業等で支払い困難なときは免除申請手続きを

行ってきたので、受け取ることができました。

何かあってからでは遅い！
国民年金は『万が一』の備えです！



障害基礎年金額（平成28年度の額）	
1級・・・	97万5125円（年額）
2級・・・	78万100円（年額）

※障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子（18歳に到達した年度末までの子か、20歳未満の障害のある子）があるときは障害基礎年金額に加算があります。

20歳前に初診日がある方は・・・

国民年金に加入する20歳になる前に**1級、2級の障害の状態になった場合**は、20歳になったとき（障害認定日）が20歳以降の場合は障害認定日）から障害基礎年金を受給できます。ただし、本人に一定以上の所得がある場合は、**所得額に応じて全額または半額が支給停止**になります。

特別障害給付金

国民年金に**任意加入**していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害を有する方に対して、平成17年4月から福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されています。対象となる方は、国民年金係へご相談ください。

支給の対象となる方

平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生及び昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者等の配偶者（厚生年金保険の加入者の配偶者等）であって、当時、国民年金に任意加入してなかった期間内に初診日があり、**現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方**

特別障害給付金額（平成28年度の月額）	
1級・・・	5万1450円（月額）
2級・・・	4万1160円（月額）

【お問い合わせ先】

○市役所国民年金係

☎973-5498

○コザ年金事務所

☎933-2267